

# 令和4年度 ふじみ野市都市計画税の使途状況について

都市計画税は、都市計画事業に要する費用の一部を負担していただくための目的税です。

主な使途としては、街路整備、公園整備、下水道整備、都市計画事業に係る地方債償還などがあります。

令和4年度の都市計画税（1,242,072千円）は、次のとおり都市計画事業費の財源として活用しています。

## ○令和4年度都市計画税使途状況

### 都市計画事業費の使途内訳

（単位：千円）

	事業費		財源内訳					
			特定財源		都市計画税		一般財源	
		構成比	※3	構成比	※4	構成比		構成比
街路整備	11,996	1.1	0	0.0	11,996	1.2	0	0.0
公園整備 ※1	70,733	6.7	26,671	100.0	44,062	4.3	0	0.0
下水道整備	121,424	11.5	0	0.0	121,424	11.8	0	0.0
地方債償還	817,042	77.3	0	0.0	817,042	79.2	0	0.0
その他 ※2	36,441	3.4	0	0.0	36,441	3.5	0	0.0
合計	1,057,636	100.0	26,671	100.0	1,030,965	100.0	0	0.0

※1 翌年度繰越事業費8,300千円（都市計画税8,300千円）を含みます。

※2 入間東部地区事務組合負担金（斎場分・し尿処理場分）

※3 特定財源とは、国・県からの補助金や使用料など特定の目的のために使われる財源です。

※4 都市計画税の余剰金は、基金に積み立て、今後予定される都市計画事業に充当します。

